

## サービス事業対象者（チェックリスト該当者）について

### 1 サービス事業対象者とは

要支援認定の更新を辞退した方又は認定審査会で「非該当」と判定された方でチェックリストを実施した結果、総合事業のうち介護予防・生活支援サービス事業の利用が必要であると認められた方をサービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）といたします。

現在要支援の認定をお持ちで介護予防訪問・通所介護のみを利用している方は、原則チェックリストを実施して事業対象者となっていただきます。

### 2 事業対象者の状態像及びサービス利用可能回数について

事業対象者はチェックリストでサービスの必要性が認められた方を指しますが、このことをもって事業対象者が一律軽度であるとは言いきれません。（要支援2の方も更新を辞退しチェックリストを実施可能なため。）

また、厚生労働省の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）においては、事業対象者のサービス利用回数は要支援2の方と同様の水準として規定されています。（例えば、訪問型現行相当サービスにおいて、事業対象者は週1回程度から週2回を超える利用まで可能であるとされています。）

よって、小金井市においても、事業対象者について実施要綱に準じた利用回数を設定しました。

### 3 事業対象者の支給限度額について

上記のとおり、事業対象者のサービス利用回数が要支援2相当とされています。

一方で、実施要綱では、総合事業対象者の支給限度額について「事業対象者について給付管理を行う際は、予防給付の要支援1の区分支給限度額を目安として行うこと」とされています。

よって、小金井市では事業対象者の支給限度額を要支援1相当（1月につき5,003単位）としました。

#### 4 現在要支援2の認定がある方の認定更新時の取扱い

現在要支援認定をお持ちの方に関しましては、利用サービスが介護予防訪問・通所介護のみの場合、原則的にチェックリストを実施してサービス事業対象者となっていただきます。

ただし、要支援2の認定を受けている方がチェックリストを実施し、事業対象者となった場合、「3 事業対象者の支給限度額について」のとおり支給限度額は要支援1相当となります。

よって、要支援2の方で現在利用中の単位数の合計が5,003単位を超えていて、かつ、今後も同様のサービス量が見込まれる方は、認定更新を検討してください。